

○新潟県教科書センター設置要項

(設置)

- [1] 新潟県教育委員会は、教科書センター(以下「センター」という。)を別表のとおり設置する。

(目的)

- [2] センターは、学校教職員その他教科書採択関係者等の教科書及び教科の常時研究に資するため、教科書、教師用の指導書その他教科用の参考図書を備え、これらの者の利用に供することを目的とする。

(館長)

- [3] センターに館長を置く。
- 2 館長は、教育長が任命又は委嘱する。
 - 3 館長は、教育長の命を受けセンターの事務を掌る。

(運営委員会)

- [4] センターの有効な利用を図るため、センターに運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項について審議し、及びセンターの行う事業の実施について館長を援助するものとする。
 - 3 運営委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命した委員若干名をもって組織する。
 - (1) 教育庁教育事務所の指導主事その他の職員
 - (2) 館長
 - (3) 市町村教育委員会の教育長、指導主事その他の職員
 - (4) 学校教職員
 - (5) 一般有識者

(委任)

- [5] この要項に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、館長が定める。